

ベビーシッター(一時預かり)の利用案内

令和7年度版

江戸川区では東京都の制度を活用し、保護者のリフレッシュ等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対しその利用料の一部を補助する制度を実施します。

1 対象者

サービス利用日に江戸川区に住所を有する、以下のいずれかの保護者

※保育園や幼稚園を利用している方、育休中の方でもご利用いただけます

●保護者のリフレッシュ等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする方
(保護者のリフレッシュ、学校行事、通院など幅広い理由が対象となります)

●ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方
(ベビーシッターと家庭内で一緒に保育することで、子育ての不安の解消を図ります)

2 対象となる要件

(1) 対象年齢

未就学児(0歳から満6歳に達する年度の末日まで)

※平成31年(2019年)4月2日以降に出生した児童

※障害要件を満たす場合のみ、小学6年生まで延長

(2) 対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 利用時間帯

24時間365日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始も対象)

※ベビーシッター事業者との契約により異なります。

(4) 利用上限

児童1人当たり年度内144時間まで

多胎児、障害児、ひとり親家庭の場合児童1人当たり年度内288時間まで

(5) 補助上限額

年度内で最初の50時間までの利用分：全額補助(保育サービスに係る費用のみ)

50時間を超える利用分：日中の利用(午前7時から午後10時):1時間2,500円

夜間の利用(午後10時から翌朝7時):1時間3,500円

(6) 対象利用料

ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価(税込)のみが補助対象です。入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費、クーポン・ポイント利用(※)で割引された料金等は補助対象外です。(※)現金で購入されたポイント等によりお支払いされた料金についても補助の対象外となります。

(7) 対象事業者

東京都が定めるベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者
詳細は東京都福祉保健局のホームページをご参照ください(随時更新)。



3 利用の流れ

(1) 東京都の認定事業者一覧の中から事業者を選び、直接、利用契約を結びます。

※ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい旨を必ずお伝えください。

(2) ベビーシッター利用後、料金を直接事業者へ支払います。

※ベビーシッター事業者から「ベビーシッター補助事業要件証明書」「領収書」及び「利用明細書等」の交付を受けてください。

(3) 【提出書類】を揃え、区に補助金を申請します。

4 申請方法

次の書類を、**株式会社パソナライフケア**(江戸川区委託事業者)へ郵送でご提出ください。

提出された書類はご返却できませんので予めご了承ください。

※詳細は江戸川区ホームページをご参照ください。**電子申請**も可能です。

(書類提出先)

〒107-0062 東京都港区南青山 3-1-30

株式会社パソナライフケア・江戸川区ベビーシッター担当宛

【提出書類】



詳細はこちら

- ① 補助金交付申請書(令和 7 年度版)
- ② 利用内訳表(令和 7 年度版)※児童ごとに作成をお願いいたします。
- ③ 領収書
- ④ 利用明細書(利用した児童名、利用日、利用時間、利用料の内訳がわかるもの)
※領収書で内容(利用した児童、利用日、利用時間、利用料の内訳)が確認できる場合は省略可能です。
- ⑤ 補助事業ベビーシッター要件証明書
- ⑥ 144 時間を超えた場合に必要な書類(超えた際に区より追加で提出依頼)
障害児：身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービスの受給者証、児童通所受給者証のいずれかの写し
ひとり親家庭：ひとり親家庭等医療証、児童扶養手当証書、児童育成手当認定通知書のいずれかの写し※用意が難しい場合は、申立書に記載の上、ご提出ください。

※提出書類③～⑤はベビーシッター事業者が発行

【申請スケジュール】

毎月 10 日と 25 日を締切日として設定しています。2、3 月利用分を除き原則、利用した月の翌々月までに書類をご提出ください。令和 8 年 2、3 月利用分は通常のスケジュールより早めとなっておりますので、ご注意ください。

※最終受付締切日の**令和 8 年 4 月 15 日(水) 必着**までであれば、当該年度(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日)利用分は申請可能となりますが、**最終受付締切日を過ぎた場合は、いかなる理由でも受け付けできません。**領収書等の添付書類が整わない場合でも、提出書類①「補助金交付申請書」と②「利用内訳表」は最終受付締切日までに必ず提出をお願いします。不足書類は令和 8 年 4 月 30 日(木)必着までにご提出してください。

補助金の振り込み時期は、それぞれの受付締切日から約 1 か月後を予定しております。

※申請書が受付締切日に提出された場合であっても、書類不備等により交付予定日に支給できない場合があります。

※書類等の到着確認に関するお問い合わせはご遠慮下さい。必要に応じて特定記録等をご利用ください。

5 留意事項

ベビーシッターを利用する際は、子ども家庭庁が定める『ベビーシッターなどを利用するときの留意点』をご確認ください。



【お問合せ】

株式会社パソナライフケア(江戸川区委託事業者)

電話：0120-212-115/受付時間：平日 9 時から 17 時まで(12 月 29 日から 1 月 3 日を除く)